

福井県青年技能者表彰実施要領

令和5年度の福井県青年技能者表彰の実施に関し、必要な細目を以下のとおり定める。

1 青年技能者について

本表彰を受けることができる青年技能者とは、県内の事業所に勤務する者（事業を営む者を含む。）または県内に居住する者のうち、表彰の行われる日現在（本年度は、表彰式の期日が定まっていないため、令和5年11月1日現在とする。）において、職務の遂行に技能を要する職業（以下「技能的職業」という。）に従事している満年齢35歳以下の者であって、日ごろ当該技能の錬磨と向上に励み、その技能度、勤務実績等から他の青年技能者の模範と認められ、過去において禁錮以上の刑に処せられたことのない者であって、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能五輪全国大会出場者
- (2) 2級技能検定合格者
- (3) 前号と同等以上の技能を有する者

2 技能的職業の範囲等について

本表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能的職業であれば、製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれるものであること。

なお、1にいう「技能的職業に従事」している者とは、機械工、板金工、建築大工等一般に技能者と呼ばれる者はもちろん、最近におけるマイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新の急速な進展に伴い、メカトロニクス機器を生産工程等に導入し、先端技術を駆使する企業における先端技術関連職種に従事している者も含まれるものであること。

3 推薦手続

- (1) 被表彰候補者の推薦は、被表彰候補者が関係団体に属している場合は、その団体の長の推薦によって直接提出されるものとし、関係団体に属していない場合は、勤務する事業所の所在地の市町長の推薦によるものとする。また、各職種あたりの推薦は、別表に定める職種（2）ごとに1名とする。

なお、推薦に際しては、過去において禁錮以上の刑に処されたことのないこと、および他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことを確認すること。

- (2) 提出書類

次のイ～トの書類を各1部ずつ提出するものとする。

- ・提出書類については、調書や添付資料の内容の整合性を確保し、相互に食い違い等がないようにすること。
- ・写真や資料等の画像については、公表資料に使用することがあるので、鮮明なもの

を提出すること。顔写真、作品・作業風景の写真はカラーであること。

- ・全て電子データで提出すること。

イ 推薦書（別紙 記載例 参照）

ロ 調書（様式第1号の1、第1号の2）（別紙 青年技能者調書記載要領 参照）

ハ 住民票抄本（本籍地記載のあるもの ※戸籍抄本ではない）

ニ 顔写真（縦5cm×横4cm）

写真は、上半身、正面、脱帽で6か月以内に撮影したもの。

電子データはJPG等の形式でお願いします。PDFは不可。

ホ 作品および作業風景の写真（様式任意、別紙参考様式参照）

作品の写真については、どのような作品なのかについての詳細な解説を付すこと。作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）とは、単に作業場等の写真ではなく、優れた技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものとし、どのような作業であるかについての詳細な解説を付すこと。

電子データはJPG等の形式でお願いします。PDFは不可。

ヘ 専門的・技術的分野に関する用語等の説明資料（様式任意、別紙記載例参照）

専門的・技術的用語等については、すべてふりがなおよび解説を付すこととし、当該用語の説明資料を別途作成し、添付すること。

ト その他の資料

被表彰候補者の技能の程度および功績が端的に分かる資料等（新聞・雑誌等の記事、説明書、図面、写真、特許、実用新案、表彰、職業能力検定等に係る資料）を収集し、返却を要しないものを提出すること。

- ・新聞記事等

本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

- ・説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案または改善等に関する説明書、図面、写真等。

改良前と改良後の比較をなるべく数量的に表現し、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説およびふりがなを付す等の配慮をすること。

- ・特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料および証書の写しを添付すること。

- ・表彰、職業能力検定等に係る資料

表彰欄、免許・資格等欄に記入した場合には、当該事績を明らかにする書類の写しを添付すること。

(3) 提出先（電子メールでの提出をお願いします）

福井県産業労働部 労働政策課 就業支援グループ

メールアドレス rousei@pref.fukui.lg.jp

4 他の表彰制度との関係について

本表彰は、他の模範となる有能な青年技能者を表彰するものであって、他の表彰制度等による表彰とは、直接には関係のないものであること。

5 その他

- (1) 本表彰に係る被表彰者の数は、概ね10名の予定。
- (2) 被表彰候補者の推薦後、その者の身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）その他、提出書類の記載事項に変更を生じた場合、または、その者が禁錮以上の刑に処せられ、もしくは他の技能者の模範とするに欠ける事実が明らかになった場合は、速やかに連絡されたいこと。
- (3) 市町にあっては、被表彰候補者がいない場合でも、その旨文書にて連絡されたいこと。
- (4) 被推薦者のうち被表彰者となった者については、表彰のために原則として、職種、氏名、年齢、住所（市町レベルまで）、在職年月、勤務先、技能功績概要、顔写真および作品・作業風景等の写真を公表し、また、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなるので、推薦団体はあらかじめ被推薦者に説明を行い、同意を得るようにしてください。

(青年技能者調書記載要領)

- 1 用紙は、A4版の所定様式を使用し、浄書（できる限りWord使用）で簡潔明瞭かつ的確に記入すること。
- 2 職種部門欄には、その者の有する技能に係る職種が属する別表に定める職業部門の番号を記入すること。
- 3 職種名（1）および（2）欄には、その者の有する技能に係る職種が属する別表に定める職種名を参考に記入すること。
- 4 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
- 5 生年月日欄には、戸籍に記載されている生年月日を記入し、（ ）内に令和5年11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 6 最終学歴欄には、最終の学校名（大学、高専の場合は学部、学科名を併記）および卒業（または中退）年月を記入すること。
- 7 本籍地欄には、都道府県名を記入し、現住所欄には、現住所、郵便番号、電話番号を略さず記入すること。
- 8 勤務先の名称欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名、自営している場合にあつては屋号等を、また所在地欄には、所在地、電話番号を略さず記入すること。
- 9 各種競技大会または展示会等への参加および入賞歴欄には、その大会または展示会等の名称（平成〇年度〇〇〇競技大会）およびその結果（第1位、金賞、〇〇賞）を具体的に記入すること。
また、その賞状の写しを資料として提出すること。
なお、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。
- 10 職歴欄には、次の要領により記載すること。

(1) 職歴欄には、職歴について勤務先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。

なお、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。

(2) 在職期間欄には、その職の始期と終期を記入すること。

なお、現職については、令和5年11月1日をもって終期とすること。

(3) 在職年月数欄には、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。月の途中で就職等または離職等をした場合の計算は、月の15日以前に就職等をしたものは初日に、月の16日以降に就職したものは16日に就職等したものとみなし、15日以前に離職等をしたものは15日に、月の16日以降に離職等したものは末日に離職等したものとみなし、半月単位に計算すること。

1.1 免許・資格等欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類を、技能検定に合格している者については技能士の名称（○級○○技能士）を記入し、免許等を称する書面の写しを添付すること。

1.2 各種表彰歴欄には、過去において受彰した表彰（社内表彰、団体表彰等）を具体的に記入すること。

また、その表彰状の写しを添付すること。

1.3 実績の欄には、その者の優秀性が的確に把握できるよう、次に掲げるところにより具体的に記入すること。

(1) 推薦理由欄には、他の青年技能者に比して優秀であることを、総合的な観点から具体的かつ的確に記入すること。

(2) 勤務成績、功績、技能等の概要欄には、社内における勤務状況、関連する他の資料に併せてその者の当該技能をもって企業、産業界等に貢献した事績および当該技能者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の青年技能者との比較等の観点から、優秀な技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に記入すること。

(3) 人物評定欄には、その者の社員および一般社会人としての模範性等を勤務先等の意見を十分に踏まえて記入すること。